

令和元年9月1日 四国経済産業局所管の指定旧供給地点の解除一覧

通し 番号	事業者名 (法人番号)	団地名	所在地		①解除基準 (旧簡易ガスみなし ガス小売事業者の シェア<50%)に該 当するか		②解除基準 (旧簡易ガス供給採用件数/0.5×1/2≦他燃料採用件数/旧簡易ガスみなしガス小売事業者の シェア)に該当するか					備考	
							旧簡易ガス供給採用件数	他燃料採用件数	判定結果				
1	四国ガス燃料株式会社 (2500001011654)	市坪南団地	愛媛県	松山市	×	95.1%	○	0.0	2.0	0.0000	≦	2.1030	適正な競争関係が確保され ていると評価できる。
2	四国ガス燃料株式会社 (2500001011654)	上開団地	愛媛県	松山市	×	76.8%	○	0.0	3.0	0.0000	≦	3.9063	適正な競争関係が確保され ていると評価できる。
3	土佐ガス株式会社 (2490001001533)	大谷第7団地	高知県	高知市	×	71.4%	○	2.0	2.0	2.0000	≦	2.8011	適正な競争関係が確保され ていると評価できる。
4	土佐ガス株式会社 (2490001001533)	横浜ニュータウン	高知県	高知市	×	77.3%	○	10.0	25.0	10.0000	≦	32.3415	適正な競争関係が確保され ていると評価できる。